公民戦略連携デスクの取組について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：財務部行政経営課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　公民戦略連携デスクの概要1. 設置の背景と目的

　少子高齢化、人口減少などを背景として、今や行政だけでさまざまな社会課題を解決できる時代ではなく、企業・大学との幅広い連携やネットワークによって社会を支えていくことが不可欠となっている。この認識の下、府は平成27年４月に都道府県としては初となる公民連携の専任部署として「公民戦略連携デスク」（以下「デスク」という。）を財務部行政経営課（旧 行政改革課）内に設置した。企業・大学と対話をしながら、府民と企業・大学双方にとってメリットのあるwin-winの関係となる連携を、スピーディに進めている。1. デスクの機能

企業・大学のワンストップ窓口として、相談・提案を聞き、適切に府庁内の各担当セクションにつなぐ機能（コンシェルジュ機能）と、府内（担当部局等）から公民連携の提案を受け、企業・大学と調整する機能（コーディネート機能）を兼ね備えている。（参考）デスクでは、「公民連携」を下表のように大別し、そのうち「民間との新たなパートナーシップ」を自らの活動範囲としている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公有資産の活用による事業創出 | 民間による公共サービスの提供 | 民間との新たなパートナーシップ |
| ・広告事業・ネーミングライツ　など | ・指定管理者制度・ＰＦＩ　・アウトソーシング　　など | ・行政と企業等の対話を通じたマッチング（※）による施策効果の拡張、新たな施策展開　　など |

（※）企業等と庁内各部局を提案内容等に応じて、事業化に向けた対話の場をつくること（※２）２　主な公民連携の手法1. 包括連携協定（デスクで締結）

・府政の幅広い分野における連携を、中長期的に継続して実施することを明文化し、府が企業等と連携・協働した活動・研究をより一層深化させることを目的に締結するもの1. 事業連携協定（各部局で締結）

・「府民の健康づくり」「中小企業振興」「高齢者の見守り」「防災」など、個別政策分野での連携を目的に締結するもの1. 協定によらない個別連携の実施

　　・各担当課が、広く事業者を対象に進めている「登録制度」に登録する場合など（こども110番運動への登録、支援学校の生徒の職場実習の受入れなど）３　公民連携のフロー※公民連携は、デスクのマッチングによらずに各担当課が直接に企業等と連携する場合がある。４　包括連携協定締結に当たっての手続1. 「公民連携ガイドライン」（平成30年３月策定、令和４年４月改訂。以下「ガイドライン」という。）記載事項

・明文化された包括連携協定の主な締結基準（別途、内規等は作成していない。）①幅広い連携があり（概ね、「防災・防犯」「福祉」「環境」など5以上の分野において、具体的な連携による取組みが合計10項目以上あること）、かつ、その企業等の強みを生かした取組みを実施すること②締結企業が、法令違反等により行政処分を受けている場合、人権尊重の社会づくり条例等に定める基本理念や目的に反する場合は包括連携協定を締結しない。③企業等の代表者等の不正行為等が、大きく社会の関心を集める事象となっている場合は、個別に締結の妥当性を判断する。④上記①から③のいずれにも該当しない場合で、府民の理解を得ることが明らかに難しい場合は、個別に締結の妥当性を判断する。1. 誓約書の徴取

　　・協定締結に際しては、法令違反等により行政処分を受けていないこと等について、誓約書を徴取している。しかし、誓約事項には、上述の明文化されている基準にはないもの（暴力団等ではないこと、府税の滞納がないこと）も含まれている。1. 知的財産権等の取扱い

　　・連携事業により知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合の取扱い（手続・帰属等）について、ルール化されていない。（ガイドラインにおける記載なし）1. 他自治体の事例

　　・神戸市では、「民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱」において、連携事業がギャンブルに係るものや特定の政党・宗教を支持するものに該当しないこと（第３条）等の選定の基準を定めるとともに、市及び事業者等が事業連携協定等の連携事業において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、双方に通知しなければならない（第６条）等の条項を定めている。５　事業効果の検証状況1. マッチングにより成立した具体的な連携事業実施件数及び包括連携協定締結数の実績

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 連携事業実施件数 | 38 | 220 | 260 | 328 | 396 | 413 | 431 |
| 包括連携協定締結数 | ３ | 10 | 11 | 10 | ９ | ５ | ５ |

・「連携事業実施件数」は、デスクがコーディネートしマッチングにより成立した連携事業（包括連携協定による連携、事業連携協定による連携、協定によらない個別連携の実施）の件数　・「包括連携協定締結数」は、各年度に締結した件数・上表のうち、令和３年度にデスクがコーディネートした連携事業の実施件数（431件）を分野別に集計したものは下表のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分野 | 件数 | 連携事業実施の事例 |
| 子ども・福祉 | 148 | ・ＳＤＧｓの理解の促進に向けた出前授業等の実施・企業の専門性を活かした府立学校等でのキャリア教育支援 |
| 健康・働き方改革 | 102 | ・10歳若返り事業への動画提供による啓発協力・ワクチン接種会場の来場者に対する熱中症対策の啓発協力 |
| 安全安心 | 17 | ・「高齢者の見守りポスター」の掲示協力・子どものゲーム等への行き過ぎた課金を防ぐためのプリペイドカード購入時の注意喚起への協力 |
| 雇用・中小企業振興 | 23 | ・中小企業向けテレワーク導入セミナーへの講師派遣・支援学校などに通う生徒等の就労支援研修の実施 |
| 環境 | 27 | ・店舗での海洋プラスチックごみに関するスペシャルプログラムの実施・おおさか気候変動適応・普及強化事業関係団体等向け普及啓発セミナーへの講師派遣 |
| 地域活性化 | 25 | ・大阪産（もん）を使用した商品の企画・販売・マルシェ等出店機会の提供による大阪産（もん）の販売促進 |
| 市町村 | 25 | ・吹田市　男性育休取得促進セミナーへの講師派遣（府共催） |
| その他 | 64 | ・企業の持つデジタルサイネージでの府政のＰＲ・企業の持つ広報誌への記事掲載による府政のＰＲ特定分野に限らず府政の幅広い分野の施策のＰＲに継続的にご協力をいただいており、特定分野の取組みに分類できないもの等 |
| 合計 | 431 |  |

1. 効果検証の状況

・令和３年度の包括連携協定締結５件、連携事業実施件数431件について、仮に府が直接実施した場合に必要となる金額（本来有償であるものを無償で行った場合。例：広告メディアに無償で大阪府の広報等を載せてもらう等）は、１億9,000万円と試算されている。（デスクがコーディネートしたもの）・また、効果額として試算できない取組についても、分野ごとに列記し、写真を掲載する等して、公表されている。1. 過去に包括連携協定を締結した企業・大学等との連携

・過去に包括連携協定を締結した企業・大学については、原則、いずれかから申し出がない場合１年ごとに協定が自動更新されることとなっている。・翌年度以降の連携については、庁内担当者会議等（公民連携庁内連絡調整会議）や企業等との意見交換の場において協議・情報共有を行っている。・企業や庁内部局に対し、連携がどの分野でどの程度継続しているか等の包括的な調査は実施していない。 | １　ガイドラインにおいて、包括連携協定の要件として「幅広い連携」や「企業の強みを生かした取組」を実施することとしているが、府政におけるいくつかの分野を挙げるにとどまり、それ以上の詳細な記述が無く、企業等との締結に向けた判断に必要な基準が十分に整備されているとは言い難い。２　ガイドラインにおいて、締結に係る留意事項の記載はあるが、「府民の理解を得ることが明らかに難しい場合は個別に締結の妥当性を判断する」等の規定にとどまり、相手方企業等の選定に必要な基準が十分に整備されているとは言い難い。　　また、連携事業により知的財産権等の対象となるべき発明又は考案があった場合の取扱い（手続・帰属等）については規定等が整備されていない。３　令和３年度の連携事業等について、分野別集計を行っているが、締結済みの協定の実施状況等については、庁内連絡会議等での情報共有にとどまっており、企業等との連携がどの分野でどの程度継続、実施されているか、また、企業側にとって協定をどのように活用しているか等の把握が十分とは言えない。 | １　締結要件について、対象分野を具体的に明示するとともに企業の強みを活かした取組を例示するなど、企業側の締結意欲を促す記載内容となるよう工夫されたい。また、全国の公民連携の先駆けとして、多くの分野で連携事業を成立させてきた実績を踏まえ、府政の重要課題への貢献という観点から、一層の連携が求められる分野について、企業等に重点的に働きかける等、戦略的な取組をさらに検討されたい。２　協定締結の公正性、透明性をより高めるため、包括連携協定の締結に際し必要となる基準を整備されたい。　　また、知的財産権の保護等についても規定等の整備を検討されたい。３　過去に締結した協定について、連携事業の実施状況や企業側の効果を把握し、進捗が十分でない協定がある場合には、その要因の分析を行った上で、事業の適切な実施に向けた働きかけや協定の見直しについて検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| １（１）企業側の締結意欲を促す記載内容となる包括連携協定要件の工夫について　　　　公民連携を進めるに当たって大阪府の考え方や立場、ルールを定める「大阪府公民連携ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を改正。（令和５年４月）　　　　・府と企業等が連携する分野を明示（新設）。

|  |
| --- |
| 大阪府公民連携ガイドライン（令和5年4月）　<抜粋>　５．具体的な連携の進め方　　(2)連携の分野　　　 ・府と企業等が連携する分野は、概ね以下の通りとします。　　　　　分野 　　　　　　取組み例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　子ども 　　イベントへの子どもたちの招待等を通じた、体験機会の創出　　　　　教育 　　　　　　放課後こども教室へのプログラムの提供、キャリア教育への協力　　　　　福祉 　　　　　　高齢者の見守りに関する協力　　　　　健康 　　　　　　府民の健康づくりに関する啓発、V.O.Sの普及・啓発　　　　　環境 　　　　　　カーボンニュートラル実現に向けた取組み、環境保全活動への支援　　　　　産業 　　　　　　スマートシティ実現に向けた取組み、中小企業振興・スタートアップ支援　　　　　雇用 　　　　　　障がい者の雇用・活躍促進、高齢者多様な人材の活躍支援　　　　　安心・安全　　　 災害発生時の支援、特殊詐欺・消費者被害防止への協力　　　　　まちづくり アドプト・ライト・プログラム、道路・河川等の清掃活動　　　　　人権・多様性　　 インターネット上の人権侵害解消に向けた協力、性的指向及び性自認の多様性の尊重の取組み　　　　　地域活性化　　　 大阪産（もん）の普及・促進、国際的行事・国際会議に向けた機運醸成 |

　　　　・相手方企業等の強みを生かした取組の具体例を例示（新設）。

|  |
| --- |
| 大阪府公民連携ガイドライン（令和5年4月）　<抜粋>　６．包括連携協定に関する留意事項　　(1)―③　相手方企業等の強みを生かした取組みを実施すること　　　 ・「強みを生かした取組み」とは、企業の持つ人的資源、物的資源、ノウハウなどを活用して、大阪府政の課題解決につながる具体的な取組みを　　　　　実施する取組みとします　　　　　【強みを生かした取組みの具体例】　　　　　　・企業等の持つネットワークや広報媒体を活用した情報発信　　　　　　・事業の企画・共催、会場提供、商品開発など、企業等の持つ資源を活用した事業実施　　　　　　・企業等の知見やノウハウ等人的資源を活用した府施策への協力　　　　　　・共同研究や学術的知見に基づく助言　　　　　　　※具体的な取組みの実施は、相手方企業等と大阪府の協議により決定しますので、例示された取組みの実現を保証するものではありません |

１（２）一層の連携が求められる分野の戦略的な取組のさらなる検討について　　　　包括連携協定締結企業・大学等が一同に集まり、府から提示したテーマについて意見交換を行い、具体的な取組につなげる「包括連携協定締結企業・大学ミーティング」を令和５年度から実施。　　　　・第１回：４月13日、テーマ「Ｇ７大阪・堺貿易大臣会合」の開催に関するご協力について、29社・大学　　　　・第２回：７月19日、テーマ「2025年大阪・関西万博」の機運醸成・来場意欲向上に向けたご協力について、32社・大学２（１）包括連携協定の締結に際し必要となる基準の整備について　　　ガイドラインを改正し、包括連携協定締結の要件、及び連携する企業等の範囲を新設。

|  |
| --- |
| 大阪府公民連携ガイドライン（令和5年4月）　<抜粋>６．包括連携協定に関する留意事項　　(１)締結の要件について　　　・包括連携協定の締結にあたっては、その相手方となる企業等が次の①から③の全てを満たしていることを要件とします。　　　　①地域貢献企業バンクに登録していること 　　　　　　②相手方企業等と府との幅広い連携による取組みがあること　　　・「幅広い連携による取組みがある」とは、５.（２）に掲げる分野のうち、５以上の分野において、具体的な取組みが10項目以上ある場合とします。　　　　③相手方企業等の強みを生かした取組みを実施すること ・「強みを生かした取組み」とは、企業の持つ人的資源、物的資源、ノウハウなどを活用して、大阪府政の課題解決につながる具体的な取組みを実施する取組みとします。(以下、略。具体例は前述のとおり)　４．公民連携を進める際の基本的な考え方　（１）連携する企業等の範囲 　　　　 ・府民、企業等、行政にとっての「三方良し」となる取組みを実施するためには、幅広い府民の理解を得られることが大切です。　 ・このため、府は、自らの社会的責任や地域の一員としての役割に対する姿勢を明確にしている企業等との連携を優先します　　 ・また、府は次の事項（以下、「欠格事項」という）に該当する企業等とは連携を行いません　　　 　（以下、略。法令等に違反する行為のあったもの、公序良俗に反する活動を行うもの等10項目と府が適切でないと判断するものを規定。） |

２（２）知的財産権の保護等の規定等整備の検討について　　　ガイドラインを改正し、知的財産権等の取扱いについては、双方協議により詳細を定めることを明記。

|  |
| --- |
| 大阪府公民連携ガイドライン（令和5年4月）　<抜粋>　３．公民連携に対する大阪府の姿勢　　(2)原則　　　　【知的財産権等の取扱いについて】　　 ・連携による事業において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、府及び企業等は、双方に通知することとします。　　　・この場合において、当該知的財産権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとします。 |

３　　　事業の適切な実施に向けた働きかけ等について（１）企業に対する働きかけ　　　　 [内容]　連携事業の実施状況や企業側の効果を把握し分析を行った上で、令和４年度の連携件数５件未満の企業13社に対し、具体的な取組の実施に向けた働きかけ　　　　 [結果]　包括連携協定締結企業・大学ミーティングへの参加(７社)　　　　　　　　 新たな連携の実現(10社)　　　 　 連携協議中(11社)（２）より効果的な取組の推進　　　　・府の連携ニーズを企業に発信（新規）　　　　　　「おおさか公民連携つうしん！」の配信、HP「公民連携のひろば」の開設、「包括連携協定締結企業・大学ミーティング」の実施。　　　　・公表資料の充実　　　　　　企業の取組み意欲につながるよう 、「公民連携の取組み効果」について、包括連携協定締結企業・大学との連携件数に見直し、取組みの効果を記載。　包括連携協定に基づく公民連携の取組は、企業の府政に対する理解と協力により実施されていることから、引き続き、企業等とのパートナーシップのもと、その効果・サービスを府民に提供できるよう取り組んでいく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和４年８月５日、事務局：令和４年６月６日から同年７月25日まで）

府庁DXの推進について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：スマートシティ戦略部デジタル行政推進課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　府庁DXの概要(1) 目標庁内部局ごとにバラバラの調達で発生している無駄と重複をなくし、庁内内部の業務の効率化や生産性の向上を図り、システムガバナンスの強化とデジタルサービスの高度化を実現する。(2) 大阪スマートシティ戦略と大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画（以下「中期計画」という。）について大阪スマートシティ戦略は府域全体でスマートシティ化を推進するもので、中期計画は庁内のデジタル改革を進めるもの。府では中期計画等を基に、①情報システムの適正化、②業務のICT化の推進、③庁内ICT環境の整備を重点取組として府庁DXを推進している。(3) 検討体制大阪スマートシティ戦略及び中期計画の取組を検討する体制として、令和４年４月に知事をトップとし、有識者を含めた会議「大阪DXイニシアティブ」を立ち上げた。府庁DXについては、大阪DXイニシアティブの下に設置される「府庁DX検討チーム」において検討を進めていく。２　府庁DXの取組(1) 情報システムの適正化（調達・契約に係るもの）府庁には240の情報システムが存在しており、各所属で調達・運用を行っている。全240システムのうち、長期間（10年）同一事業者と契約しているシステムが39件あるが、情報システムが独自の仕様となった結果、ベンダー以外が改修やメンテナンスを行えず、他社の参入が難しくなる状態（ベンダーロックイン）になっている可能性がある。そのため、長期間同一事業者が運用保守している39システムを当面の優先課題とし、システムごとに「システムカルテ」を作成し、課題や更新計画を踏まえた中長期的な視点によるシステムマネジメントを実施する。(2) 業務のICT化の推進　　 ア　行政手続のオンライン化(ｱ) 府における電子申請の状況行政手続の棚卸調査について(令和２年８月～９月）・オンライン化に向けた業務の見直しや行政サービス全体の利便性の向上を進めるにあたり、行政手続等の実態を把握するための調査を実施・調査対象：府が実施するすべての行政手続（全部局）・調査項目：所管所属、手続名、法令根拠、オンライン化の状況、添付書類、年間処理件数等・調査結果：府における申請・届出のオンライン化は手続数で約8.2％（292種類）、処理件数で約32％（約165万件）と普及が進んでいない。（約91.8％（3,269種類）がオンラインに未対応）　　　(ｲ) 大阪府行政オンラインシステム　　　　　導入の経緯府では汎用電子申請システムを運用していた（所管：府民文化部）ものの、添付書類の容量上限が少ない、スマートフォン画面に対応していない、申請の受付のみしか行えない等、近年の行政ニーズに対応しきれない状況であり、システムの見直しが必要となっていた。このため、令和３年５月にスマートシティ戦略部において、大阪府行政オンラインシステムを試行導入した。（令和３年12月末現在、19手続約50万件の申請を受付。令和４年５月に全庁導入）(ｳ) オンライン化を進めるための取組　　　　・オンライン化の優先順位の考え方：主に申請件数の多い手続からオンライン化を進める（上位10種類で約170万件）　　　　・デジタル行政推進課における取組：オンライン化するか否かは手続所管課の判断となるため、オンライン化による府民・事業者の利便性向上や、職員の業務効率化等の効果を「職員向けICTリテラシー向上ポータルサイト」で発信している。(ｴ) 情報技術を利用できる層とできない層に生じる格差への対策について（デジタルデバイド対策）　　　　・手続所管課においてオンライン申請手続とした場合でも、必要に応じて、紙申請も認めるなどの対応を行っている。　　 イ　庁内業務の効率化・生産性向上を図るための取組(ｱ) 業務効率化についての取組状況・業務のICT化にあたっては、府民サービスの向上につながるものや、処理時間の削減が図られるもの、新たな業務等で現状の人員では対応できないものについて、優先的に取り組んで行く。(ｲ) ICT化支援希望調査の概要・令和３年４月、ICT化を検討している業務全般を対象とし、各部局に対してICT化支援希望調査を実施。・業務改善効果が大きいと考えられるものから適宜ヒアリングを行い、現体制で可能な範囲で順次対応する。また、個々の業務課題に対する解決策の提示や、最適なデジタル技術の導入に向けた助言等を実施する。・令和３年度のICT化支援希望調査では、既存業務について、現在の処理時間、作業が発生する頻度等を事前に確認し、令和４年度はICT化した場合の処理時間と比較して効果を検証する。(3) 庁内ICT環境の整備　　　ワークスタイルの変革の一つとして、「全職員が必要なときに、場所にとらわれずに働くことができる職場環境」実現のため、令和５年度に迎える端末更新を契機に、職員端末全台（約8,000台）を順次、在宅や出張時も含め、どこでもより安全が保証され、危険に対する対策が講じられている状態で利用可能な端末に更新する予定。なお、次期端末機は、現行の職員端末機と比べ軽量で、通信機能を追加することから費用の増加が見込まれる。３　サイバー攻撃等に対する対応について(1) 対応体制について府では、情報セキュリティに関する基本要綱（以下「要綱」という。）第11条の２に基づき、情報セキュリティインシデントに対し、必要な対応を行う体制（以下「CSIRT」という。）を設置している。令和３年11月の要綱改正において、CSIRTについて明文化し、具体的な対応フローを庁内に通知した。(2) システム導入時におけるセキュリティ対策について情報システムを導入する所属において、要綱等を参照し、業務内容や取り扱う情報の重要度等を踏まえて適切なセキュリティ要件を検討している。デジタル行政推進課においては、情報システムに係る予算確認や仕様書確認時に情報システムが適切に運用される体制の有無やネットワーク等のセキュリティ要件を確認するとともに、実際に情報システムを庁内ネットワークに接続する際には、ネットワーク構成、システム等の通信内容、システム等の機器構成等が適切な内容となっていることを確認している。(3) システム運用時におけるセキュリティ対策について　　　府では、サイバー攻撃等を速やかに検知するため、以下の３事業を所属からの申込みに基づき実施している。しかし、デジタル行政推進課は、申込みがない所属の情報システムについて、これら３事業と同様のセキュリティ対策を実施しているか否かについて把握していない。

|  |  |
| --- | --- |
| サイバー攻撃検知通報事業 | 登録されたネットワークにおいて不審な通信が発生していないか地方公共団体情報システム機構により24時間監視　※１ |
| ウェブ感染型マルウェア検知事業 | 登録されたURLを巡回監視しウェブ感染型マルウェア、ページの改ざん、不審なURLへのリンクを検知　※２  |
| ホームページレスポンス観測事業 | 登録されたホームページのレスポンス速度を定期的に観測し、ホームページの応答速度が低下した場合に、原因究明の参考情報として観測結果を専用サイトから確認できる　※１ |

※１ 地方公共団体情報システム機構が地方公共団体向けに実施している事業※２ 民間事業者へ委託 | １　中期計画において、業務のICT化の推進を府庁DXにおける重点取組の一つとして掲げているが、行政手続のオンライン化を行うか否かについては各手続所管課の判断となっており、行政手続全体のうちオンラインに対応していない手続が約91.8%（3,269種類）（令和２年８月～９月調査時点）と十分に進捗しているとは言えない状況である。２　各所属が運用する情報システムの導入時においては、当該情報システムが適切に運用される体制の有無やネットワーク等のセキュリティ要件を確認しており、システム運用時においては、「サイバー攻撃検知通報事業」「ウェブ感染型マルウェア検知事業」「ホームページレスポンス観測事業」を所属の申込みにより実施しているが、申込みのない所属のセキュリティ対策については把握していない。 | １　オンライン化の推進について、制度所管課として関係部局への働き掛けを強化し、全庁を挙げて取り組むために主導的役割を果たされたい。　　２　情報システムのセキュリティ対策について、関係部局と連携して、主体的に実施状況を把握するとともに、必要な対策を講じられたい。 |
| 措置の内容 |
| １　行政手続のオンライン化を全庁で推進するため、関係部局への働き掛け等の取組を以下のとおり行った。・行政手続のオンライン化にかかる現状を改めて把握（令和４年12月）・「行政手続のオンライン化状況調査」を全庁で実施し、行政手続のオンライン化の現状及び今後のオンライン化開始時期等を把握した。（調査結果概要）‐行政手続は4,950種類あり、年間5,350,437件の申請、届出等を受け付けている。‐このうち、「オンライン化対応済み」の行政手続は1,520種類（30.7％：令和２年度調査の約8.2％から増加）、オンラインで申請を受け付けた件数は、年間2,236,706件（41.8％：令和２年度調査の約32.0％から増加）。‐「令和７年度末までにオンライン化予定」の行政手続は690種類（14.0％）。‐「令和８年度以降又はオンライン化不可」と回答のあった行政手続は2,740種類（55.4％）。・調査結果をもとにした重点的支援の実施（令和５年５月～）・「令和７年度末までにオンライン化予定」の行政手続については、各手続所管課のオンライン化を支援している。（支援内容）オンライン化の実施が予定されているので、各手続所管課の具体的な相談内容に応じて、オンライン申請画面の作り方やシステムでの各種設定方法の説明などの支援を実施。・「令和８年度以降又はオンライン化不可」と回答のあった行政手続について、各手続所管課がオンライン化を促進できるよう重点的に支援を開始した。（支援内容）‐関係部局総務課へ取組趣旨を説明の上、各手続所管課にヒアリング（現業務フローの確認、課題抽出）を行い、課題に応じたオンライン化方法等の提案。　具体的には、件数が少ないものは、オンラインでの簡易申請画面や類似手続の申請画面テンプレートを提供することで導入しやすくする、または、原本（資格）確認や対面確認が必要なものは、業務の一部をオンライン化する方法を提案するなど、行政手続の特性に応じた業務フローの見直し検討を含め、各手続所管課に寄り添いながらオンライン化を伴走支援。・今後も定期的に全庁調査により行政手続のオンライン化状況を把握し、各手続所管課への支援やフォローアップを実施することで、全庁におけるオンライン化を促進するよう、しっかりと取り組んでいく。２　各情報システムにおけるセキュリティ対策の実施状況把握のため、令和５年５月31日に全庁照会を実施し、以下の点を調査した。①３事業への申込みに係る追加・変更・削除について（例年の調査事項）②各情報システムの３事業への申込み状況及び独自で実施しているサイバー攻撃対策内容（今回項目を新規追加）　※独自のサイバー攻撃対策状況を踏まえ、対策に不足がある場合は３事業へ追加申込みをするよう依頼　②の結果として、245の情報システムのうち、外部（インターネット）公開「有り」は67システム。うち３事業に申込みしていないのは35システムだが、26システムは独自のサイバー攻撃対策を実施している。残りの９システムについては、個別にヒアリング等を行い、８システムは国等がセキュリティ対策の権限（責任）を有するシステム、残り１システムは民間事業者のSNSサービスであり、３事業への申込みが不要と確認できた。　今後とも、必要に応じて詳細をヒアリングするなどし、必要なサイバー攻撃対策を実施するよう指導していく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和４年８月１日、事務局：令和４年６月１日から同年８月31日まで）

府営住宅用地活用事業（用地の処分等）について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：建築部住宅経営室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　府営住宅用地活用事業（用地の処分等）について1. 目的及び概要

府営住宅の建替えにより創出した土地（活用地）や府営住宅内の未利用地などの活用可能財産（低未利用地）を活用して、歳入の確保を図るとともに、民間の活力や創意工夫により良好な住まいの確保とまちづくりを行うため、条件付一般競争入札等を実施している。※次の場合は随意契約により売却　　　　市町が計画等に基づき公共事業用地として取得を希望する場合及び市町の計画等と連携した社会福祉法人による社会福祉法第２条に規定する施設に供する用地として活用を希望する場合、又は隣接者等へ払下げを行う場合　(2) 根拠 大阪府営住宅ストック総合活用計画府営住宅の30年後の管理戸数（指標）に向けた基本的な考え方を踏まえ、建替え、改善等の事業を適切に選択し、良質　なストック形成に資するとともに、募集や入居管理、資産活用など総合的な活用を進めるため、今後10年間の取組方針を示すもの２　条件付一般競争入札における土地利用条件の設定について　 条件設定に際して、地元市町に対し、意向調査を実施し、協議を行っている。一方で、多くの入札参加者を得て、事業推進の歳入を確保するため、入札条件を市町の意向よりも幅広く設定しているものがある。（例）令和元年度和泉市「寺田住宅西側用地」の例市より、高齢者の医療、介護施設の立地の要望があったが、入札条件として「社会福祉法第２条第１項に規定する社会福祉事業を行う施設」と記載している。※同規定には、生活保護法に規定する救護施設・更生施設等や児童福祉法に規定する乳児院・母子生活支援施設等、老人福祉法に規定する養護老人ホームなど、幅広い福祉施設が含まれる。　３　買戻特約について　・本事業では、条件付一般競争入札の目的を担保するために買戻特約（買戻期間５年）を設定している。・土地利用条件が住宅の場合、買戻特約を付けたままではエンドユーザーに販売しづらいとの理由から、契約書で「建築確認済証の交付を受けて工事に着手するとき」等、買戻期間満了前に買戻特約を解除できる規定としている。・医療施設や福祉施設等、住宅以外の施設については転売する必要がないにもかかわらず、住宅に準じて買戻期間満了前に買戻特約を解除している。・所管部局では、買戻特約解除後も建築工事完了後の検査済証の提出を求めていること、また、契約書で定める５年以内の建築物の建築完了義務まで解除したものではないことから、入札条件の履行を確保できるとのことであった。なお、期間内に工事が完了しなかった場合で「やむを得ない事由」に該当しない場合には、違約金を請求することができるとのことであった。**府有財産売買契約書（抜粋）　令和３年度府営住宅用地活用事業一般競争入札（第２回）のもの**（土地利用条件）第８条　乙は、売買物件を「●●」の用途に供しなければならない。４　乙は、この契約締結の日から起算して、５年以内に第１項に定める建築物（以下「建築物」という。）の建築を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りでない。（違約金）第15条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求によりそれぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。(1) 第８条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の３割）円（契約の解除）第16条　甲は、乙が分譲または開設するまでの間に次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。(1) 実施要領で定める参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき(2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）等があったとき(3) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき(4) 第８条（土地利用条件）の定めに違反したとき(5) 第12条（権利の設定等）の定めに違反したとき(6) 前各号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき（買戻しの特約）第17条　甲は、前条第１項又は第２項のいずれかに該当するときは、売買物件を買戻すことができる。２　前項の期間は、この契約締結の日から５年間とする。（買戻しの登記）第18条　甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第１項に定める買戻特約の登記を行う。（買戻しの登記の抹消）第19条　乙は、次の各号のひとつに該当する場合で、第17条に定める買戻しの特約を解除する必要がある場合は、次項に定める書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。(1) 開発許可を受けた開発行為において公共施設の用に供する土地を帰属するとき(2) 開発許可にかからない場合にあって公共施設の用に供する土地について寄付等をするとき(3) 戸建住宅のみを建築する計画である場合で、開発検査済証の交付を受け、各区画の分筆登記が完了したとき(4) 建築確認済証の交付を受けて工事に着手するとき(5) 開発許可にかからない場合にあって分譲するとき | １　条件付一般競争入札の条件については、地元市町の意向を確認し、協議した上で設定することとしているが、入札の競争性確保の観点から幅広い条件を設定し、結果として、市町の要望と合致しない条件となっているものがある。２　本事業では、医療施設等の開業前であっても、建築確認済証の交付を受け工事に着手する時点で、買戻期間の満了を待たずに買戻特約を解除できることとしている。　　医療施設や福祉施設等、住宅以外の施設については、住宅地のように分譲する必要がなく、また、施設の開業等をもって条件が達成されたと考えるべきであり、入札条件の確実な履行を確保する観点から、解除の時期が適切とは言えない。 | １　市町の意向や当該地域における施設需要等も踏まえ、地域のまちづくりに寄与する観点から、条件が幅広くなりすぎないよう適切な条件設定について検討されたい。　　２　医療施設や福祉施設等、住宅以外の施設に供する用地について、買戻特約の解除時期など用途に則した契約条項を定めることを検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| １　今後、条件付一般競争入札により府営住宅の活用地を売却する際は、事業推進のための歳入確保の観点だけでなく、地域のまちづくりに寄与する観点からも、地元市町の活用意向も踏まえながら条件が幅広くなりすぎないよう適切な条件設定を行う。２　売却する用地の買戻特約の期間については、これまで一律５年間としていたが、医療施設や福祉施設等住宅以外の施設に供する用地に関しては、民法上の最長期間である10年間とした。また、住宅以外の施設に供する用地の買戻期間満了前の特約の解除については、共同住宅との複合施設である場合を除いて行わないこととした。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　監査（検査）実施年月日（委員：令和４年８月８日、事務局：令和４年６月３日から同月28日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| パスポートセンター | 　下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが計上していなかった。また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登載もされていなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 借入件名 | 住民基本台帳ネットワークシステム端末機等の賃貸借 |
| 借入金額 | 15,163,200円 |
| 借入期間 | 令和元年６月１日から令和６年５月31日まで |
| 2 | 借入件名 | 旅券申請受付窓口案内システムの賃貸借 |
| 借入金額 | 8,199,144円 |
| 借入期間 | 令和元年６月１日から令和６年５月31日まで |
| 3 | 借入件名 | 大阪府パスポートセンターデジタル電話交換機の賃貸借 |
| 借入金額 | 4,257,000円 |
| 借入期間 | 令和２年６月１日から令和７年５月31日まで |

 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務諸表作成基準】（固定資産の分類及び計上）第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。(5）リース資産　 ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース資産を計上する。【大阪府財務諸表作成基準の注解】第15条　第５号関係(1) ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借　契約を締結するもののうち、法第214条に規定する　債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリ　ース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止　した契約をいう。(2) 重要性の乏しいものとは、リース期間が１年以　内のリース取引又はリース契約１件あたりのリー　ス料総額（維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引をいう。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（その他の資産）第20条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。(1) リース資産ア 作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。 |

 | 　ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する賃貸借契約３件について、令和４年度からの公有財産登録とするため、令和５年３月23日に公有財産台帳への登載を行った。　また、この登録と同時に、これら契約３件は、リース資産に係る取得額等の仕訳が、データ連携により財務会計システムに記録され、新公会計上、固定資産として計上されたことを確認した。　今後は、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。 |

リース資産の計上誤り

監査（検査）実施年月日（事務局：令和４年10月24日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 人間ドック（二次検診）に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 人間ドック（二次検診） | 令和３年４月26日 | 午後１時00分から午後３時30分まで | 午前９時00分から午後５時30分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの人間ドック、婦人科検診、大腸検診（以下略） | （略） |

 |

 | 　要件を満たしていない職務専念義務免除については速やかに取り消し、年次休暇として修正処理を行った。今回の検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについての正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。再発防止に向けて、職員健康管理事業における職員の服務の取扱いについて改めて周知を行うとともに、今後は職員による職務専念義務の免除申請時及び承認者による承認時に、要件の確認を徹底することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

給料等の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 職員が病気休暇を90日を超えて取得した場合には、給料等を減額しなければならないが、給料等の減額事務が行われず過誤払となっていた。また、所属は減額後の給料等の計算に誤りがないか確認すべきところ、確認されていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 職員 | 給料・地域手当過誤払額 |
| Ａ | 16,147円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例】（給料の半減）第28条の二　前条第１項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（任命権者が定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあつては、一年）を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずるものとし、第26条の三に規定する教職調整額の額は給料月額の半減後の額を基礎として算出した額とする。ただし、人事委員会規則で定める手当の算定については、給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。２　前項に規定するもののほか、給料の半減に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。【職員の給与の支給方法等に関する規則】(半減前の給料の額が算定の基礎となる手当)第22条　条例第28条の２第１項の人事委員会規則で定める手当は、条例第17条に規定するへき地手当とする。【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務（総務事務システム「マニュアル、規程集、データ集」）】勤務管理３　病気休暇○期間・単位等(２) 病気休暇開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、注１）給料を 注２）半減する。　　略　注１）　「給料」には、職員の給与に関する条例第８条の規定による給料の調整額が含まれる。　注２）　給料の半額が減ぜられた場合における地域手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算定の基礎となる給料の月額は、当該半減後の額となる。　 |

 | 過誤払となった給料等について、総務サービス課に依頼の上、戻入手続を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。今後は、病気休暇の承認者と庶務担当者との情報共有を徹底し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが２件あった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和３年11月８日 | 令和３年11月９日 | 令和３年12月６日 | 360円 |
| Ｂ | 令和４年２月８日 | 令和４年２月７日 | 令和４年２月７日 | 1,370円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 過誤払旅費については、戻入処理を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。今後は、所属職員に対して登録時及び承認時に重複登録がないかを確認するよう注意喚起を行うとともに、旅費支給事務の際には、引き続き複数人による旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づいた適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 管内出張をシステムに誤った内容で入力し、承認されなかったものについて、修正した内容を再度提出することなく、旅費が未払となっていたものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 |
| Ａ | 柏原市 | 令和３年６月22日 | 840円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 未払となっていた旅費については、速やかに追給処理を行った。今後は、毎月の旅費の集計時に、所属職員に対して差し戻された出張の処理について注意喚起を行うとともに、旅費支給事務の際には引き続き未承認のものがないかの確認を徹底し、法令等に基づいた適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生時期 | 件数 |
| Ａ | 令和３年４月 | １件 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 検出事項について勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し、追給処理を行った。今後は、所属職員に対し時間外勤務を行った場合には期限までに実績入力及び承認を行うよう引き続き周知していくとともに、直接監督責任者及び庶務担当者による勤務実績未入力案件の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものが２件含まれていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 |
| 平成29年度 | 一級河川恩智川法善寺多目的遊水地旧恩智川測量委託 | 5,246,640円 | 5,246,640円 |
| 令和元年度 | 一般国道308号外土質調査委託　　　　　 | 4,446,200円 | 4,446,200円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【建設仮勘定取扱要領】第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。（参考）建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 検出事項について、会計局へ依頼し、「インフラ建設仮勘定」から「過年度修正損」へ複式仕訳の修正処理を行った。今回の検出事項の原因は、業務担当者及び支出担当者の固定資産計上基準に対する認識不足であった。　再発防止として、年度当初に業務担当者への固定資産計上基準の周知を行い、支出担当者についても、固定資産計上基準との照合を徹底することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、建設仮勘定に計上すべきものが費用として処理されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 |
| 令和３年度 | 一般府道大阪羽曳野線（八尾富田林線）連続高架橋梁詳細設計委託 | 8,020,000円 | 8,020,000円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】別表４　固定資産計上基準表（固定資産計上の基本方針）１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。【建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の計上）第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。（参考）建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 検出事項について、会計局へ依頼し、「物件費」から「インフラ建設仮勘定」へ複式仕訳の修正処理を行った。今回の検出事項の原因は、業務担当者及び支出担当者の固定資産計上基準に対する認識不足であった。　再発防止として、年度当初に業務担当者への固定資産計上基準の周知を行い、支出担当者についても、固定資産計上基準との照合を徹底することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

固定資産の計上誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 公有財産台帳を確認したところ、土地取得に係る補償費用について、土地取得価額に計上する必要があるが、計上されていなかった。また、前払金として計上されていた補償費用について、土地勘定への振替処理がなされていなかった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地 | 未計上額 | 前払金（※） | 土地取得価額として計上すべき金額 |
| 大阪府東大阪市稲葉３丁目923-11 | 68,898,200円 | 25,953,274円 | 94,851,474円 |

※ 取得前における対価の支出は「前払金」に計上し、取得時に土地勘定に振り替える。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。五　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。別表４　固定資産計上基準表（固定資産計上の基本方針）１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 | 計上が漏れていた土地取得に係る補償費用について、土地取得価額に計上を行い、土地勘定への振替処理がなされていなかった補償費用についても土地取得価額に計上を行った。今回の検出事項の原因は、収用裁決により取得した土地を公有財産システム及び財務会計システムに登録する時期が通常の買収による土地の取得の場合と異なっていることに対する業務担当者及び支出担当者の認識不足であった。再発防止として、公有財産台帳システムへの入力画面及び前払金の振替処理画面の土地取得原議への添付及び担当者による入力漏れチェックを徹底する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

収入未済調定繰越手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾土木事務所 | 　令和２年度において調定した歳入で、当該年度内に収納済とならなかったものについて、翌年度の調定繰越しの決裁手続が行われていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 歳入名称 | 調定額 |
| 道路橋りょう使用料 | 1,200,000円 |

 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（翌年度への調定繰越し）第30条　歳入徴収者は、毎会計年度において調定した金額で、当該年度内に、収入済みとならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は翌年度の調定額に繰り越さなければならない。【大阪府財務規則の運用】第30条関係１　毎会計年度において調定した金額で、出納閉鎖の日までに収納済とならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、翌年度の調定額として繰り越さなければならない。なお、前年度から繰越しをした調定額で、出納閉鎖の日までに収納済とならなかったもの（不納欠損として整理したものを除く。）は、再度翌年度の調定額に繰り越し、その後逓次繰越しをするものとする。２　調定繰越しは、システムにより繰越伺書（様式第12号の２）を作成することにより行うものとする。なお、システムにより作成される収入未済繰越一覧表（様式第12号）は、歳入徴収者が繰越伺書に添付して保管しなければならない。（以下略） | 検出事項については、担当者が収入未済調定について翌年度の調定繰越しの決裁手続を行わなければならないことを認識していなかったことにある。再発防止に向けて、担当者に対し収入未済調定の繰越手続にかかる事務処理について周知徹底を図り、今後は大阪府財務規則に基づいた適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月29日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | 　55セルフドック（二次検診）に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 55セルフドック（二次検診） | 令和４年３月25日 | 午前９時00分から午後１時00分まで | 午前９時00分から午後５時30分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規程集・データ集」）○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの人間ドック、婦人科検診、大腸検診（以下略） | （略） |

 |

 | 誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行った。　今回の指摘事項の原因としては、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについて認識していたにも関わらず、申請時に誤って入力したこと、及び直接監督責任者の確認不足であった。　所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、所属職員に対し特別休暇（服喪休暇）、職務専念義務の免除等の服務に関する申請や承認を行う際には、関係規則等を確認し適正な処理を行うよう周知徹底した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | 特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 続柄 | 休暇承認日 |
| Ａ | 配偶者のおば（服喪休暇対象外） | 令和４年１月28日 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（特別休暇）第15条　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】（特別休暇）第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間　別表第５（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した者 | 日数 |
| 父母、配偶者、子 | ７日 |
| 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 |
| 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |

　（以下略） |

 | 　特別休暇（服喪）については、速やかに取り消し、年次休暇（全日）とした。所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、所属職員に対し特別休暇、職務専念義務の免除等の服務に関する申請や承認を行う際には、関係規則等を確認し適正な処理を行うよう周知徹底した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和３年７月27日 | 令和３年７月26日 | 令和３年７月26日 | 420円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 　重複入力となっている過誤払旅費については、速やかに戻入手続を行い、職員が返納したことを確認した。所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、所属職員に対し管内旅費の二重登録のまま承認された事案について注意喚起を行った。また、再発防止のため、職員は申請時に、承認者は決裁時に二重登録等不適切な処理が発生しないよう確認し、旅費担当者は旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生時期 | 件数 |
| Ａ | 令和３年８月 | １件 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 　未支給の時間外勤務手当については、勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し追給を行った。今後は、所属職員に対し時間外勤務を行った場合には期限までに実績入力及び承認を行うよう引き続き周知していくとともに、直接監督責任者及び庶務担当者による勤務実績未入力案件の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、資産として計上すべきものが費用として処理されていた。また、建設仮勘定として計上すべきものが４件含まれていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 資産計上すべき金額 |
| 令和３年度 | 主要地方道大阪中央環状線外道路照明灯更新工事 | 54,013,300円 | 49,918,278円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 |
| 令和３年度 | 一般国道３０９号外道路照明柱更新工事 | 22,900,000円 | 18,549,719円 |
| 令和３年度 | 一般府道大阪羽曳野線（八尾富田林線）道路詳細設計委託 | 3,720,000円 | 3,720,000円 |
| 令和３年度 | 都市計画道路堺港大堀線道路詳細設計委託 | 2,170,000円 | 2,170,000円 |
| 令和３年度 | 大和川水系石見川第六支渓砂防是堰堤管理用道路詳細設計委託 | 177,800円 | 177,800円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】別表４　固定資産計上基準表（固定資産計上の基本方針）１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。【建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の計上）第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。（参考）建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 資産として計上すべきものについては、財務会計システムにより速やかに修正した。建設仮勘定として計上すべきものについては、供用開始時に資産として計上し、公有財産台帳の登録を行った。過年度の費用から建設仮勘定への修正については、令和５年３月30日付けで修正登録が完了し、本資産勘定への精算を行った。今回の検出事項は、業務担当者及び支出担当者の理解・認識不足により、費用として計上したものである。今後は、業務担当者及び支出担当者が建設仮勘定の処理方法等について正しく理解の上、適正な事務処理を行う。　 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | １　令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事が完了し供用が開始されているにも関わらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。また、費用として計上すべきものが含まれていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 資産計上すべき金額 |
| 平成29年度 | 一般府道大阪羽曳野線地積測量図作成業務 | 302,400円 | 302,400円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 |
| 令和２年度 | 一級河川天見川土質調査委託 | 4,750,000円 | 4,750,000円 |

２　道路防災工事について、工事完了後の事務処理誤りにより、資産と建設仮勘定に二重計上されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 |
| 令和２年度 | 一般国道３７１号道路防災工事 | 42,143,500円 | 0円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の計上）第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。（参考）建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 令和５年３月30日付けで修正登録が完了し本資産勘定への精算を行った。また、公有財産台帳の修正を行った。今回の検出事項は、業務担当者が、建設仮勘定の精算の際の認識不足により、当該事業の精算を失念したこと、及び費用を建設仮勘定に計上したことについて、補修工事であったにも関わらず、誤って資産計上したものである。今後は、業務担当者及び決裁者が、建設仮勘定未精算一覧を相互にチェックを行った上で、建設仮勘定取扱要領等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| モノレール建設事務所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和３年９月29日 | 令和３年９月15日 | 令和３年９月28日 | 660円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 　重複入力となっている過誤払旅費については、当事者に事実確認をし、速やかに返納手続を行い11月15日に収納完了した。また、本件以外に過誤払がないか再度確認を行った結果、本件以外はなかった。所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、所属職員に対し管内旅費の二重登録のまま承認された事案について注意喚起を行った。今後このような誤りがないよう、職員は申請時に、承認者は決裁時に二重登録等不適切な処理が発生しないよう確認し、旅費担当者は旅費明細内訳書の内容確認を徹底する。また、所内各職員に対しても、会計事務研修等で適正処理について、周知徹底を図っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月19日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| モノレール建設事務所 | 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。　※数量については、面積での契約ではなく、区画番号で契約しており、数量１としている。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 367.62㎡ | 執務室として使用 | 8,073,840円 | 令和３年３月１日から令和４年２月28日まで |
| 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 367.62㎡ | 執務室として使用 | 8,073,840円 | 令和４年３月１日から令和５年２月28日まで |
| 建物 | 大阪府東大阪市長田東５－３－９ | 1（※） | 駐車場 | 198,000 円 | 令和３年４月１日から令和５年３月31日まで |

 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得　第３節　借用　　府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

 | 　公有財産台帳への登載漏れについては、財産活用課と調整の上、公有財産台帳に更新登録を行った。所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、注意喚起を行った。今後は、台帳登録作業時に複数人でチェックするなど、チェック体制を強化の上、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月19日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| モノレール建設事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、建設仮勘定に計上すべきものが費用として処理されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 建設仮勘定に計上すべき金額 |
| 令和３年度 | 大阪モノレール（仮称）瓜生堂車両基地内の支柱等建設工事委託 | 333,460,000円 | 333,460,000円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】別表４　固定資産計上基準表（固定資産計上の基本方針）１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。【建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の計上）第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。（参考）建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 　財務会計システムの複式情報修正を行い、建設仮勘定の是正処理を行った。所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、注意喚起を行った。今回の検出事項の原因は、業務担当者及び支出担当者の認識不足及びチェック漏れのためである。今後は、業務担当者及び支出担当者が建設仮勘定の処理方法等について正しく理解の上、相互にチェックを行い、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月19日）